

平成 26 年度第 3 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 6 月 30 日（月） 午後 7 時 00 分～9 時 10 分

開催場所

東久留米市役所 703 会議室

出席者の氏名

(1) 委 員 武田和也委員 井尻郁夫委員 谷津洋子委員 長谷川早苗委員  
新倉南委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 白石京子委員  
斎藤利之委員 柘植宏実委員 立川都委員 水沼絵里子委員

(2) 事務局 子ども家庭部長  
子ども家庭部主幹  
子育て支援課長  
保育課長

(3) オブザーバー（コンサル）株式会社社会構想研究所

欠席者の氏名 なし

会議の議題

- 1 開会
- 2 運用基準等の内容説明について
- 3 確保方策（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
平成 26 年度第 3 回東久留米市子ども・子育て会議をこれから開催したいと思います。

本委員会の欠席の方は今日はございません。所用で遅れる方は〇〇委員が遅れるそうです。ご了承願いたいと思います。半数以上のご出席がございますので、これから委員会を始めさせていただきます。

議題について事務局からご説明をお願いします。

・事務局

それでは、本会議の議題内容等に関してご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。本日の議題につきましては、配付させていただきました次第のとおり、まず2「運用基準等の内容説明について」、3「確保方策（案）について」、4「その他」でございます。以上でございます。

・会長

次に、本会議の事務局が出されました議題についてはご了承していただきたいと思っております。本会議傍聴の方がいらっしゃいましたら、お願いします。

〈傍聴人入場〉

・会長

傍聴の方が入場されましたので、事務局から配付資料についてご確認をお願いしたいと思います。

・事務局

配付資料等の確認をいたします。まず、事前に配付させていただきました資料についてご確認させていただきます。事前に配付させていただきました資料は7点ございます。1つ目が資料47「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（国の基準）」でございます。2つ目が資料48「『（仮称）東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準』（素案）の概要について」でございます。3つ目が資料49「『（仮称）東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準』（素案）の内容について」でございます。4つ目が資料50「『（仮称）東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』（素案）の概要について」でございます。5つ目が資料51「『（仮称）東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』（素案）の内容について」でございます。6つ目が資料52「『（仮称）東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（素案）の概要について」でございます。最後に7つ目が資料53「『（仮称）東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（素案）の内容について」でございます。

続きまして、当日配付資料についてご確認させていただきます。当日配付資料は3点となります。お手元の資料をご確認ください。1つ目が資料54「子ども・子育て支援事業計画における確保方策のイメージについて」でございます。2つ目が資料55関連「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査結果の自由意見について」でございます。こちらの資料につきましては、資料が多いため、資料55-1、55-2、55-3と3つに分かれております。最後に3つ目になります資料56「保育の必要性の認定基準について」でございます。

資料の確認は以上でございます。不足分等ございましたらお声がけのほうをよろしくお願いいたします。

・会長

ただいま事務局のほうから資料についてのご説明がありました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

では、次第2「運用基準等の内容説明について」進めたいと思いますので、事務局からご説明をお願いいたします。

## 2 運用基準等の内容説明について

・事務局

次第2「運用基準等の内容説明について」、私のほうからご説明させていただきます。まず初めに資料47をご覧くださいませでしょうか。「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（国の基準）」でございます。

こちらにつきましては、前回の会議におきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準と、それから家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の国基準につきましては、前回の会において提示させていただいたところです。今回、3つ目の国の基準となる「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、いわゆる学童保育所の設備及び運営に関する基準について、国の基準を資料として入れさせていただきました。

続きまして、資料48をご覧くださいませでしょうか。「『仮称』東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準』（素案）の概要について」という資料でございます。こちらにつきましては、前回の会議で概ね似たような資料を提示させていただきましたが、今回再度とりまとめて概要として資料を提示させていただいたところです。

「1 条例制定理由」というところを端折りながらご説明させていただきたいと思っております。子ども・子育て支援法では、各市町村は条例で定める運営に関する基準に従い、教育・保育を提供している特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、施設給付費または地域型保育給付費を当該特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者へ支払うことができるとされています。このことに伴いまして、市は特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が、市の確認を受けて施設給付費や地域型保育給付費の給付を受けようとする際に、遵守する運営等にかかわる基準を条例で定める必要があることが条例制定理由となっております。こちらは都道府県の施設の認可を前提とした新たな制度において、市町村が特定教育・保育施設また特定地域型保育事業者の確認という行為を行うための基準でございます。

「2 国の基準との関係」は、子ども・子育て支援法では、市町村が運営等にかかわる基準を条例で定めるにあたっては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業にかかわる利用定員、また特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持ならびに健全な発育に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの、この二つについては、内閣府令で定める基準に従い、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとされています。

参考ですが、「従うべき基準」というところの説明ですが、従うべき基準とは条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものとされています。また、「参酌すべき基準」の説明としましては、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとなっております。

「3 条例で定める内容」については資料に記載のとおりですので、省略させていただきます。主に、概略としましては、一般原則とサービスの明確化、文書のやり取り、それから運営規定等、そういった施設の運営の基準について定める内容となっております。

「4 市の考え方」のところでございますが、こちらも前回の会議でご説明させていただきましたが、基本的には国の基準、いわゆる内閣府令の基準を用いて本市の基準としていく予定でございます。

続きまして、資料 49 をご覧いただけますでしょうか。「『(仮称) 東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準』(素案) の内容について」でございます。先ほどの資料 48 の概要に基づきまして、より詳細な内容をこちらの資料のほうに記載しております。この資料の見方ですが、大きく四つの列に分かれているかと思えます。

表の一番左の列ですが、「項目 (国の基準の条番号)」というところがございます。こちらは、先ほどの前回この会議でお示しさせていただきました国の基準に基づく条番号が順に記載されております。一つ右の列の「国の基準」は、こちらが国の基準の内容をなるべくわかりやすくかみ砕いた形で表記をさせていただいたり、また注釈を付けられるところは付けたりしながら、見やすい形に整えたものでございます。その右の列「区分 (従う・参酌)」というところは、国の基準に示された先ほどご説明しました「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分について、それぞれの条ごとの区分を記載しております。最後の一番右の列「市の基準案」で、これから条例に定めていく市の基準についてどのような考えで定めていくかということに記載しております。例えば、1 ページの一番上のところだと、「国基準のとおり」とございますので、こちらにつきましては、国基準のとおり内容を条例に定めていく予定であるというものでございます。

この資料 49 の内容につきましては、前回の会議でスケジュールで示させていただいたとおりに今進めておりまして、パブリックコメントを明日 7 月 1 日から行う予定でございます。そこにリンクされている資料と同様のものとなります。パブリックコメントにつきましては、一般市民の方に公開されているものでありますが、7 月 1 日から 7 月 22 日火曜日までの 22 日間となっております。

続きまして、資料 50 をご覧いただけますでしょうか。「『(仮称) 東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』(素案) の概要について」でございます。こちらにつきましても、先ほどの資料 48 同様、端折りながらご説明をさせていただければと思えます。

「1 条例制定理由」でございます。平成 27 年 4 月からの実施を目指している子ど

も・子育て支援新制度へ向けた児童福祉法の改正により、市町村は条例で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとされました。これらの4事業について、新たに市町村の認可事業として事業類型が設けられたことにより、今後家庭的保育事業等を行う事業者が市町村の認可を受けて事業を実施しようとするときは、市の条例で定める基準等を順守する必要があります。こちらが市が条例で定める制定理由となります。

「2 国の基準との関係」でございます。児童福祉法では、市町村が設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたっては、家庭的保育事業等に従事する者、及びその員数、それと家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発育に密接に関連するものとして、厚生労働省で定めるもの、この二つについては、厚生労働省で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省で定める基準を参酌するものとされています。「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は先ほど説明したとおりになります。

「3 条例で定める内容」でございます。この資料2ページ3番の「市の条例において内閣府令」と書いてあると思いますが、こちら内閣府令のところは、厚生労働省令に訂正をお願いします。条例で定める内容としましては、こちらは認可の基準ということになりますので、読み上げますが、「趣旨」「最低基準と家庭的保育事業者等」「一般原則」「保育所等との連携」「家庭的保育事業者等と非常災害」「家庭的保育事業者等の職員の一般的要件」「家庭的保育事業者等の職員の知識及び技術の向上等」となっております。また、最後「その他、経過措置」というものも定められております。

最後「4 市の考え方」のところでございますが、こちら先ほど同様、厚生労働省令の基準（国基準）を用いて当市の基準としていく予定でございます。

続きまして、資料51をご覧くださいませでしょうか。『（仮称）東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』（素案）の内容についてでございます。こちらは先ほどご説明させていただきました資料50の詳細な内容について、記載させていただいております。記載の方法等につきましては、資料49のときにご説明したものと同様となっております。国の基準につきましては、なるべくかみ砕いた表現にできるようにさせていただいております。それから、再度で恐縮ですが、この資料51の2ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの「国の基準」という列の5番のところの「家庭的保育事業所等」という書きぶりがあると思いますが、こちらの最後のところに「国の基準どおり」と書いてあるかと思いますが、申し訳ありませんが、こちらは誤植になりますので削除をお願いしたいと思います。資料51については以上でございます。こちらパブリックコメントさせていただく予定の中の資料と同様のものとなっております。

続きまして、資料52をご覧くださいませでしょうか。『（仮称）東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（素案）の概要についてでございます。こちら先程来ご説明させていただいているほかの基準と同様、概要についてご説明させていただいている資料でございます。こちらは今回この会議で初めて提示させて頂く内容でございますので、読み上げさせていただきます。

「1 条例制定理由」でございます。「子ども・子育て支援新制度の施行へ向けた児

童福祉法の改正に伴い、国、都道府県、市町村以外のものは、予め市町村に必要な事項を届け出て放課後児童健全育成事業を行うことができる」とされました。また「放課後児童健全育成事業を行う者は市町村が条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を順守すること」とされています。

「2 国の基準との関係」でございます。児童福祉法では実施市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に順守するもの、及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」とされています。

「3 条例で定める内容」でございます。「市の条例において厚生労働省で定める基準に従い、もしくは参酌し定める内容は、概ね次のとおりです」。読み上げます。「趣旨」「一般原則」「非常災害対策」「職員の一般的要件」「職員の知識及び技能の向上等」「設備の基準」「職員」「利用者を平等に取り扱う原則」「虐待等の禁止」「衛生管理等」「運営規定」「備える帳簿」「秘密保持等」「苦情への対応」「開所時間及び日数」「保護者との連絡」「関係機関との連携」それから「事故発生時の対応」、最後に「経過措置」となっております。

「4 市の考え方」でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を新たに条例で定めるにあたり、本市の実情に厚生労働省令で定める基準と異なる基準とする事情、地域の特性は特段ないと考えることから、厚生労働省令の基準（国基準）を用いて本市の基準としていく予定でございます。

続きまして、資料 53 をご覧いただけますでしょうか。「『(仮称) 東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』(素案) の内容について」でございます。こちらは先ほどご説明させていただきました資料 52 の詳細な内容についてでございます。レイアウトや内容につきましては、ほかの二つの基準と同様となっております。

続きまして、当日配付をさせていただきました資料 56「保育の必要性の認定基準について」がございます。こちらについては事務局のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

#### ・事務局

説明が長くなって恐縮です。もう少しおつき合いいただければと思います。資料 56「保育の必要性の認定基準について」です。これまで子ども・子育て会議の中でも、9月議会に四つの条例を提出していきますという四つ目の条例が、この「保育の必要性の認定基準」でございます。子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受け付けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を行う仕組みとなっております。これを受けまして平成 26 年 6 月 9 日に内閣府令（子ども・子育て支援法施行規則）が公布されまして、新制度における保育の必要性の認定基準が示されたところであります。これに基づきまして、本市としましても、保育の必要性のある 3 歳以上の 2 号認定、または保育の必要性のある 3 歳未満の 3 号認定といったものを行っていくこととなる次第でございます。

続きまして、東久留米市において定める基準をどうするのかということですが、本市におきましては、従前より東久留米市保育の実施に関する条例というものを持っておりまして、この中に保育に欠ける要件を定めているところであります。したがって、今回新制度における保育の必要性の要件につきましては、現状の東久留米市保育の実施に関する条例を一部改正しまして、定めていくことを考えているところであります。

3点目に、今回条例を改正するにあたりまして、保育短時間の下限設定というものも行うこととなります。保育短時間の下限設定につきましては、先ほどの国から示された子ども・子育て支援法施行規則において、「1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とする」と、これが保育の必要性がある就労の常態ですよ、と。48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が時間を定めますということが示されていますが、現行の本市の保育に欠ける児童となる保護者要件につきましては、月64時間以上の就労を常態として定めておりましたが、都内区市のほとんどが月48時間以上としていることに鑑みまして、新制度における保育短時間の下限時間につきましては、48時間の設定とすることとしたいと考えているところです。なお、先般、皆様方にご検討いただきました子ども・子育て支援事業計画における量の見込みを算出するにたりましては、保育短時間の下限設定は48時間として量の見込みを算出したところであります。

4点目のパブリックコメントの取り扱いです。保育の必要性の認定基準については、先程来繰り返し申しているとおおり、子ども・子育て支援法の施行規則において具体的に規定されており、必ずしも市町村において条例化する必要はないと、国から示されているところです。つきましては、従前の保育の実施に関する条例がありますので、これの一部改正により、保育の必要性の認定基準は定めるものの、子ども・子育て支援法の施行規則において具体的なものが示されているので、あえてパブリックコメントについては、本市としては実施しない方向で進めていければと考えているところであります。

裏面を見ていただきますと、左方が現行の保育に欠ける要件です。右方が新制度における保育の必要性の要件です。左方の保育に欠ける要件①、②が就労に関するところです。③以降が妊娠、出産であるとか、保護者の疾病障害等々がうたっておりますが、今回大きく変わったのは、就労に対する考え方が変わりました。あとは、求職活動、就学、虐待やDVの恐れがあること、育児休業取得時、すでに保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要なものといったものが追加になりました。⑥～⑨が追加になったというように、国のほうでは認定基準が示されたところであります。

これにつきましても、先ほど冒頭にご説明させていただいたとおおり、次の9月議会に条例改定を行っていければと考えているところです。以上です。

・会長

ただいままで事前配付資料と、今日配付資料を含めて、膨大な量の運用基準に関する資料がご説明されたと思いますが、何か意見がありましたら。

・事務局

一点修正させてください。先ほどの資料 56 の「3 保育短時間の下限設定について」の都内区市のほとんどが「週 48 時間以上」となっていますが、「月 48 時間以上」に訂正していただくよう、よろしく願いいたします。

・会長

それでよろしいですか。では、ご質問をお願いします。

・委員

一応修正されたので、イメージしやすいように、今日たまたま東京都私立幼稚園連合会のほうの「保育の必要性の認定について」ということで話を聞いてきた感じだと、つまり月 48 時間ということは週 12 時間ということで、3 時間勤務を 4 日間とか、4 時間勤務を 3 日間という、保護者のうちのどちらかがパート就労という方が保育に欠ける要件として認定されるというところが、今までと大きな違いがある部分ではないかと思います。こうなると、ひょっとしたら 2 号認定が増えてしまうのかなというのもちよっと話題になっていました。事務局のほうでも、そこら辺の人数の確保の方策に関係してくるので。

あと、前回、「特定保育事業、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」というのは資料としていただいております、詳しく素案というのが出てきて、この施設型給付に移る幼稚園・認定こども園のことと、それから地域型給付の家庭的保育事業、それから放課後児童健全育成事業についても非常にわかりやすく、すべて「国の基準どおり」ということですが、これはそれぞれ相当にいろいろな意味も含んでいるので、丁寧に議論をしていただきたいかと思いますが、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

・事務局

おっしゃるとおり、この基準につきましては、新規で新しい制度に伴いまして、今までなかった条例の制定ということでございますので、議論のほうは尽くして、条例の提案に向けて取り組んでいきたいと思っております。

・委員

特に、私立幼稚園の場合は、教育機関で、私立ということだったものが、この施設型給付に入ると、児童福祉施設の保育所と同じような形になってくるような内容が、この運営に関する基準にも反映されていますので、本当に丁寧にお願いしたいと思っております。今、7 月 11 日までに意向調査などにお答えしなければならないような現状の中、国の公定価格などで悩んでいるだけではなく、この運営に関する基準についても相当悩ましい部分が入っているように思いますので、よろしく願いいたします。



・会長

よろしいですか。ほかにご質問なり、ご発言がございましたらよろしくお願ひします。

・委員

全部一遍にやってしまうのですか。順番にではなくてもいいですか。では、いいですか。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

資料 53 の放課後児童健全育成事業のことです。今現在、学童保育所の設置条例がありますね。設置条例の施行規則とこれとの兼ね合いはどういうふうになるのか、ちょっとよくわからないので、教えてください。

・会長

現行法との関係ですね。

・事務局

現在、東久留米の設置条例のほうは、条項が非常に少ない。細かくはないのです。今回、国のほうの基準が細かくなっておりますので、あくまで現行の条例ではなく、新しい基準というところで、本当に新しい仕組みになってきますので、この国の基準をまずベースにして、市の制度、市の条例を見直して行くという形で、本当に新しい基準なので国のほうの基準をメインとして、そして現行のサービスと照らし合わせながら、まず国のこの基準を、条例を中心に考えるという形です。

・事務局

補足しますと、今、現行の市が運営している内容は、今回お示しをしました国の基準と照らしてみますと、市のほうの基準が、特に市の基準が国の基準を下回っていることは一切ありません。部分によっては、国の基準以上のものもあるような条例になっております。市の考え方としては、現行の基準を維持していくということです。国の基準が低いからといって今の基準を下げるというような考え方は持っておりません。以上でございます。

・委員

学童保育所の設置条例と、今のは何だろうと思って昨日調べてきたのですが、設置条例のほうには設置を誰がするかとか、名称とか、細かく出ています。今の説明だと国のほうが細かいということだったのですが、読んでみると具体的な設置条例が書かれているとか、あと施行規則については、保育時間についても細かく触れていて、

そのことについて新しいほうになると、保育時間とか諸々のことについては、これを見ると載っていないと思ったのですが、その辺はどうなのか。

もう一つ、この事業計画の実施責任は市にあるということでもいいですね。確認です。

・事務局

今のご質問ですが、まず市が行います。それから、この新制度は、以前、学童保育の運営等に関しては、いわゆる児童福祉法の位置づけは確かにあるのですが、ただ詳細な内容については、特に定めと言いますか、そういったものがなかったので、今回新制度におきまして、保育と同様にさまざまな基準を設定して、それでしっかりと運営していくのだという方針だったものですから、当市の場合も学童の設置条例は昭和52年に条例制定されましたので、やはりそういった時間の経過と言いますかその辺のところがかような条例の内容に反映されているという状況です。

・委員

保育時間についてはどこで定めているのですか。ここを見ると時間については……。資料53の7ページの一番下のほうに、「学校がお休みのときには1日につき8時間で、8ページを見ると学校があるときは1日につき3時間といった表記になっていますが、今まであった東久留米の施行規則では、きちんと8時15分から4時15分というふうに、具体的な記載があったのですが、その辺については、特にここら辺は8時半から8時15分になりましたが、この15分はとても大きかったので、具体的にどこで基準に盛り込まれるのかなということが知りたいと思います。

・事務局

これはあくまで国の基準で最低基準というか、今おっしゃったように、学校休業日については8時間、通常の1日については3時間という基準を示したので、市のほうでは例えば現行法では何時から何時までとなっていますから、あくまで8時間、3時間という部分を基準として示されていますので、その辺はまた現行のほうで考えれば、何時から何時というような表記の仕方もあると思われます。

先ほど事務局からもお話をしていますように、あくまでも国の基準が一つのガイドラインですから、現行では東久留米市としては基準を上回っている部分も幾つかありますので、その辺についてはあくまでもそれを維持する形になります。細かい部分については、国の基準を基にして具体的に条例の中で、どういう形でというのはまだ確定はしておりませんが、例えば現行法で言えば何時から何時という形で示していくという方法もございます。

・委員

先ほどの説明で、今あるものを全く新しいものにというときに、今回出されたこの国の基準に照らし合わせながら新しい設置条例を作ることなのですか。

・事務局

改めて申し上げますと、今示している国の基準を市の基準としてまずは条例化をしたいのです。そして、その条例化した内容として、あとは運用とかそういったところでまたどういう形にするか正式には申し上げられませんが、その中で例えば時間のことであるとか、そういった細かな部分については、改めて運営規定ですか……。ちょっと今内容としては、資料 53 の 6 ページのところ、規定で定める内容なども 11 番までありますが、こういったところの内容とか、こういったところでも定めながらということもありますし、そういったところで、これらに定めるものがさらにある場合にはまた整理をしていく。こんなようなイメージを考えています。

・委員

わかりました。運営規定が基準とされて、案が通れば今度は細かい運営規定のところを具体化していくということですね。

・事務局

そうですね。6 ページに運営規定が書いてあります。このところで、例えば開所している日及び時間とか、いろいろ定めておくべき内容のものがありまして、それを改めて東久留米市の学童保育設置条例との整合性をとるように、そういったところで規定していきたいと思っています。

・委員

意見です。初めて今回学童について基準ができるということで、全国いろいろな学童の形があるのが現状ですが、やはり最低、例えば倉庫が必要だとか、台所が必要だとか、具合が悪くなったときに静養室が必要だとか、とても大きいのは一人に一つ荷物を置くロッカーがあるとか、下駄箱があるということで、彼らの放課後の居場所としているので、些細なことですが名前がついたロッカーがあるということで、自分はここの所属であり、何かあってもここが居場所で、悩むことがあれば学童の先生に相談できるんだなということで、そういう具体的なこととか、あとエアコンが必要だとか、シャワーが必要だとか、手洗い場があるか、足洗い場があるか、障害者トイレがあるかとか、そういうことについて具体的なことをぜひこの運営規定の中で、ここは参酌すべきというところに入っていると思うので、だからここで何を具体的に規定するかということについては、具体的なところを盛り込んでいただきたいと思っています。

別件です。この資料 53 の 2 ページの四角の二つ目、第 5 条の 1 「放課後児童健全育成事業における支援は」の次のところがすごく気になりました。「小学校に就学している児童」という表記ですが、実際に今東久留米は特別支援学校の小学部のお子さんも学童に在籍しています。特別支援学校の小学部は、多分学校基準法では小学校ではないので、ここについては「小学校等」か、小学部もぜひ入れていただきたいということと、今それぞれ地域に交流先を求めたりとか、インテグレーションの考え方もあるので、そこは大事にしていきたいということが 1 点です。

その次、「その保護者が労働等により、昼間家庭にいないものにつき」という表現ですが、保育園の基準はすごく表記を意識しながらですが、ネグレクトや虐待の家庭を保育所のほうでフォローできるようになってはいますが、今回13事業のところ、要支援児童のことについても述べられているのですが、学童保育においてもやはり「労働等」の「等」の中に入っているのかとは思ったのですが、ご飯が食べられなかったり、虐待のおそれがあったり、ネグレクトのおそれがあるお子さんが、親御さんの養育の状況が大変な家庭が、学童保育所のほうで放課後一定程度保護されて落ち着いて生活できたり、そこでおやつが貰えたり、その時間は保護者の虐待から逃れられるとか、そういう役割も、学童保育所もあると思うので、そのところも、この会で一番最初のときに、数字に表われないニーズ、ずっとそのことについて語られているのですが、そこもぜひ目的の役割の中に入れていく必要があるのかなと思いました。

・事務局

今、〇〇委員がおっしゃったところですが、ここは市内の通常の小学校だけではなく、特別支援学校なりも含んでおりますし、現時点でも東久留米でも特別支援学校のお子さんが学童のほうにも入っていらっしゃいます。それから、特別な支援が必要なお子さんは親御さんの就労だけではありませんので、それも含んで考えております。以上でございます。

・事務局

一つ目の意見として、具体的にロッカーであるとか、クーラーであるとかお話が出たと思いますが、今回設備の基準第9条のところ、「放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない」というところに包含されるのかなと思います。保育もそうですが、保育園でもロッカーがあると思うんですが、ただロッカーを設置しなければいけないといった具体的なものは特に認可基準上明記はしていないのです。あくまでも包含した形の条項が一つあるだけなので、こちらで用を足しているというか、そういった形でご理解賜ればありがたいなと思います。

・委員

ちょっと話がずれてしましますが、今全国の特別支援学校がすごく人数が溢れていて、それで慌てて教室を作っているのですが、それがカーテン一枚教室と認可するという形をとっています。それはどうしてかという、小学校、中学校には設置基準がきちんとあるのですが、特別支援学校にはないがために、カーテン一枚でも教室だ、倉庫も教室だということで、かなり劣悪な状況にあるという話を聞いています。その話を聞いたときに、やはり基準で具体的なところを最低限、さっきはかなり具体的なことをたくさん話したのですが、最低限具体的なところを押さえていくことはとても大事なのかなと思っています。この表現で、カーテン一枚でもそうでしょうみたいな、段ボールでもロッカーでしょうというふうにならないように、規定するとき何か上手な基準を確認をしたほうがいいのかと思って、先ほどの具体的なこと

を発言しました。以上です。

・会長

よろしいでしょうか。他に何がございますか。

・委員

一つ一つ丁寧にやっていったほうがいいのではないかと思います、全部の質問ということなので、それぞれの案を見てまず感じたことですが、パブリックコメントに今回のこれを市民の皆さんにお示しして意見をもらうということですが、まず僕が感じたことは、東久留米市の家庭保育事業等の設備という、資料 51 のほうは、「最低基準の目的」というのから始まっていますよね。もし読み落としていたら申し訳ないのですが、資料 53 の今の学童の部分だとか、資料 49 のほうには最低基準は出てこないわけですよね。49 のところは最低基準とかそういうのはないですよね。

・事務局

資料がちょっと丁寧でなくて申し訳ございません。まず、東久留米市の特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準というのは、市町村が今回新制度において行うことになった確認行為に関するものの基準です。資料 51「東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」と資料 53「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」というのはどちらかというと認可基準です。いわゆる家庭的保育事業者等の認可基準であり、また放課後児童健全育成事業の認可基準になりますので、これは保育園の認可基準もそうなのですが、認可をする基準は、「最低基準の目的」というのを第 2 条でうたっております。3 種類の中でも、一番最初の特定教育の確認行為を行うための基準については、「最低基準の目的」という条項がなく、残り二つについては認可をするものなので「最低基準の目的」といった条項が設けられているということになります。

・委員

今回制度が変わる中で、例えば保育園の利用者の中で一番心配しているのが、最低基準の部分がこのまま維持されるのかというところがあると思うのです。今の説明があればそうなんだというふうになるのでしょうか、このままパブリックコメントとなると、そこがわかりにくいところがあるので、そういうところは丁寧に、これだけ見ても普通の方はわからないと思うのです。本当にいろいろ勉強したり情報がないとわからないので、やはり市民の皆さんにいろいろ意見を貰うというのであれば、そういう部分も丁寧に入れていくべきではないかと思います。

あと、職員に関してですが、職員は資料 53 だと 4 ページのところに職員、第 10 条ということで、こういう資格を持っている人じゃないとダメですよということが、市のほうとか、「国基準のとおり」ということで出しているわけですよね。そこに関して、例えば新制度のもとによる特定教育とか保育施設とか、いろいろな保育事業に関しては、どういうふうになるのか。いろいろ入ってくる情報ですと、例えば小規模保

育等では、この三つのパターンの、一つの中の人全員が保育士資格を持っていないでもいいみたいなこともあるわけじゃないですか。そういうところもやはり我々利用者としては懸念している部分があるんです。

大体今回の市の案は「国基準どおり」ということですが、まだはっきりしていませんけれども、準保育士でもあるのか、子育て支援員となるかわかりませんが、今国のほうでそういう動きがありますよね。あれが入ってきた場合に、それも準じるという形でここにまた入ってくるのか。立場的に言いますと、いろいろな子育て関係の経験のある方がこういうマンパワーを利用してやっていくことは、確かに素敵なことだと思いますが、やはりそういう方だからこそ、保育が皆さん簡単にできるとは思わないんですね。やっぱりちゃんと子どもの命を預かる、あるいは発達を保障していくという部分であれば、ちゃんと有資格者でやるべきではないかと思っていますし、そういう部分では、国の基準が例えばそういうふうになったものであっても、東久留米市としては正規の有資格者でやるとかいう形でやっていくとか、その辺はどうなるのかという部分で皆さん不安に思っているところがあるので、できるならば、この最低基準の部分とか職員のところとか、そういうところも丁寧に載せていったほうが、この三つを比較して見る方はわかりやすいのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

・会長

どうですか。

・事務局

職員のところのお話しになったので、職員のところでまず出てくるとすれば、資料 51 『(仮称) 東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』(素案) の内容について』の基準です。この中で、よく小規模保育事業所の保育士の有資格者という話が出てきますが、国の基準で定めているのは、A型、B型、C型と3通りあります。A型については保育園の分園型をイメージしています。C型につきましては家庭的保育事業の共同実施型をイメージしています。B型はその中間のイメージです。そういった中、小規模保育事業所で保育に携わる保育士の有資格については、A型については全員が保育士の資格を持っている。B型については保育士の資格は職員の2分の1以上が持っている。C型については、家庭的保育者または家庭的保育補助者という形をイメージしています。そういった中で、あとは0歳児が3対1、1～2歳児は6対1という必要な職員数プラス1名を配置することというのが、小規模保育事業所の国が基準で定めています職員の配置に関するルールであり、私どもとしてはこの国基準どおり進めていければと考えているところです。

・事務局

先ほど〇〇委員がご質問いただいた中で、今回三つ基準を示させていただいた中で、先ほど事務局も触れさせていただきましたが、資料 49 の部分と資料 51 と 53 はちょっとまた種別が違う部分がありまして、資料 49 のほうは新たに新制度において確認制度ということで、違う制度なので、いわゆる対比表みたいなものが、数字的なものが出

てこないところで認識いただければと思います。

あと、パブリックコメントの出し方ですが、これはおっしゃるとおりいろいろな考え方があってと思います。市によっては表だけを出しているところもあるようですし、逆に東久留米はどちらかというと全文タイプの出し方をさせていただいていますが、なかなかポイントを絞った資料の出し方ですと、逆に出てこない部分がありまして、受ける側としまして、どこが重要か重要でないかということなかなか判断するのが難しい中で、東久留米におきましては全文表記型のパブリックコメントを採用させていただいているところでございます。以上でございます。

・会長

その点、よろしいですか。

・委員

パブリックコメントの意見も出てきて、今日もまだありますが、次回もまだかなりパブリックコメントとか意見を貰ったうえで、また変わってくるわけですね。変わる可能性もあるということですね。

・事務局

前回の会議でもスケジュールでお示しさせていただいたところですが、今回、例えばこの会議でご意見をいただきながら、この基準どおりでいいということでありましたら、そのままパブリックコメントはそのままですが、今おっしゃるとおり、こちらで一回で意見がなかなかまとまらないというようなところがありましたら、パブリックコメントと並行しながらご意見をいただいて、それをパブリックコメントですから公表する形になりますが、それをお示ししながら反映する可能性があるということでございます。

・委員

先ほどもお話ししましたが、結構これは大事なもののなので、そんなに簡単に……。大体この確認作業とおっしゃいますが、この中で、保育料、保育指針とか、幼稚園設置基準とか、そういうものが抜けた中での市に下りてくる部分についてのみの記述ということになっているので、もう少し時間をいただかないと、運営に関する基準ということで条例に定められてしまうので、そんなに簡単には（いかない）というのは、最初にお話ししたとおりなので、今回これで結構ですということは、私はとても言えません。

・事務局

設置基準というところでよろしいでしょうか。保育所運営基準のことですか。

・委員

認可基準がこれは抜けているからわかりづらいということです。もちろん確認作業ということはわかりますけれども。

・事務局

例えば、資料49の11ページの一番下の第34条の、いわゆる設置基準ということで、例えば（１）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園……」、これではないですか。

・事務局

今まで確かに新制度ができるまで確認行為というものはなかったです。一方、幼稚園もありますし、保育園も認可基準というものがあります。今回、この一つめの「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」というのが、認可基準とダブるところもあるし、ダブっていないところもあるのですが、市町村としてこれに基づいて確認行為を行っていきますという条例になっています。

なので、いま〇〇委員からご意見があったとおりに、じっくり見ないと何とも言えないというのは当然のことなのかなと思っていますが、9月議会に条例として事務局として上げていきたいという意向を持っていますので、一定程度の時間的制約は確かにあります。ただ、今日をもってこれについて何とも言えないというお話であれば、一度持っかえて見ていただいて、またご意見を頂戴できればと思っていますところす。

あと、先ほどちょっと小規模保育の職員の資格についてお話が出たので、そこの市側の考え方を少し伝えさせていただければと思っています。小規模保育の職員も保育士の資格を全員持つべきではないかというご意見も頂戴することがあります。ただ、一方で、現在認証保育所等が新制度においては認可外保育施設になってしまうと、これらが小規模保育事業所に移行する可能性もあるのです。そういったところの入り口を作っておくことも必要と考えますし、当然のことながら、全員が全員有資格者ということになれば、それなりの公定価格が見込まれないと、やはり事業としてはなかなか難しいのかなと思っています反面、国はこの基準に基づいた公定価格の算出になっている現実もあります。

従いまして、その辺を総合的に勘案したうえで、この職員の配置基準というのですか、そういったことはやはり、例えば仮に「保育士の資格を全員が持っているほうが、保育をやっていくうえにはいいよ」という話になっても、当然それに先立つものがないければ、事業者としては難しいところもありますし、そういったところの両面を鑑みる必要があるのではないかと思っていますところす。

・会長

私の立場から言うと、今出されたことは重要だと思います。どういう意味かと申しますと、いま〇〇委員が言ったように、今回はどちらかというと設置基準のほうで認可基準のところと、それからこれから出てくる公定価格等に対する基本的な国の考え



であるとか、この辺のところをどこかで、市がどうするかというのはこれから決めるのですが、国の考え方については、次回あたりきちんとセットで捉えたほうが、この条例化に持っていくにあたっては、委員の考え方や疑問が整理されていくのではないかと思います。

特に、事業者認可基準が、職員配置基準ですから全部出てきますので、この辺はどこかで丁寧に説明していくことが、あるいはこの場で同じく認識を持つことがあれば、大変いいかなと。ただし、市としてどうするかというのはそのあとの話になってくるかと思いますが、国の基本的な考え方はしっかり押さえておかないと、条例化までなかなか気持ちがついていかないという点があるのではないかと思います、その点はどうでしょうか。

#### ・委員

公定価格は既に仮単価では出ていますので、非常に低めな公定価格が出ているような形で、もうこの制度が27年4月にスタートすることが非常に危ぶまれているような状況になっていることだけは確かで、認定こども園の会合に今日出てきましたが、認定こども園で長時間利用児をお預かりして、待機児童の解消にそれなりにお役に立っていると思っているところも、今の状況ですと施設型給付に移るのは非常に困難だろうというお話が出ているような状況のうえに、この設置基準というのが、児童福祉法、福祉のほうの文言ばかりが並んでいるような状況で、本当に今すぐどうぞというわけには、絶対にいかないような状況なので、もっと丁寧にやっていただきたいかと思えます。すべて国の基準どおりという、そんな十把一絡げのような進め方は、会議を持つ意味がないと思えますので、一つ一つ丁寧にお願いしたいと思えます。

#### ・事務局

今委員のほうからはお話がありましたが、少し整理をしなければいけない部分があります。まず、いわゆる全体像として子ども・子育て会議で考えるべきこと。それから今度は委員の立場とはちょっとそれるかもしれませんが、施設を運営する立場での物事の考え方。例えば、今、既にこども園あるいは幼稚園を運営されている方にとって、この新しい条例の枠組みというのか、こういったところの内容等ということで、当然とまどいもおありでしょうし、どのようにこういった文言を考えていかなければならないのかということもおありだと思うのです。

一般的なお話として、今国の運用基準ということで、先ほどより説明をしながら、一つの、いわゆる運用基準ということですので、ある程度の施設を運営するにあたって、あるいは設置をするにあたっての物差しと言いますか、考え方を示している内容があるわけです。この会議とは別に、私どもは従前から、例えば市内の幼稚園を運営されている方々といろいろこの新制度についてお話の場を持ちながらということで、やはり認識を深めていきたいということで、ご了解をいただきながら、そういった試みも進めていく所存なのです。

今の〇〇委員のお話の向きですが、一つ皆さんのほうに見ていただかなければならないのは、やはり幼稚園だけでなく保育、あるいは先程来言っている、例えば家庭福

社の関係であるとか小規模の関係であるとか、こういったことを一つの基準あるいは運用の内容として、何と言いますか、そういう見方としてこの基準がどのようなことを指しているか、どのように読めるかというようなところを一つは見ていただく必要があるのか。そういう目で見たとえで、この基準に関してはどうだというようなお話も、私どもとしてはぜひお願いしていきたいと思っているところなのです。

それから、さっき言ったように、個別の具体的内容については、当然、今度この会議とは別個に、やはり東久留米市として関係者の方々との重要な認識を共有化する場もこれからも設け続けるというような考え方を持っておりますので、その辺のところを会長のほうからも各委員の皆さんにもご意見を伺っていただきたいと思っています。

・会長

今の点についてどうでしょうか。

・委員

とにかく丁寧にやっていただきたいというのと、市のほうでは27年4月に始まるという国の指示に従って、いろいろ時間がない、9月議会ということになっているのだらうと思いますが、新制度は27年4月1日となっておりますが、この制度をきちんと行っている財源は、27年10月1日に消費税が10%にならないと、この制度は財源が非常に不足しているような形になりまして、それ自体、まだ決まっていないんですね。

12月頃、首相が最後の決断をされるというお話ですが、私立幼稚園の場合はもう11月に次年度の募集などをしなくてはならないということになると、何もかもが27年4月1日にとにかく照準を合わせて、いろいろなことを深く考えずにどんどん進めていくというのは、非常にどんなものかと思います。

やはり新しく入る方だけではなく、今在園している方にとっては、突然、かつ重大な変更が生じるということになります。そこら辺が十分に保護者に対してもしっかりと説明義務があるのではないかと、私は思うのですが、そこら辺がとても今の状況では、決まっていない部分を説明もできないのに募集をしなければならないというのをちょっとご理解いただきたいと思います。保育園の場合は2月ということのようですが、幼稚園の場合は10月15日に募集要項を出し、11月1日に入園申し込みを受けることになる。そういう時間的なことを考えますと、非常に厳しいかなと。だから、4月1日にそんなに照準を合わせなくてはならないのか、という二つの意味を考えてほしいなと思います。

・事務局

一つは、私ども市町村の立場ということでもいいのかどうかということもありますが、現時点では27年4月1日に制度がスタートするという方針のもとに、私ども自治体の立場としても準備をしていかなければならないということがあります。これはそういう状況下にあります。したがって、そこについては私どもがこういった事業に関して進めないわけにはまいらないということをご理解いただければと思っております。

それから、委員からもありましたが、やはり先程来の繰り返しになるかとも思いま

すが、いわゆるそれぞれの運営者のご事情、立場、それから事務の進め方というのがあって、今までの事務の進め方ということで、今例示がありました、私どももそういったお話も伺っております、その辺のところをどのように市と幼稚園連合会の方々と共有化をしながら、この制度に向かっていけるかということのを改めて前から申し上げているとおりで、この会議とは別個にまたご相談、ご協議をさせていただくというふうに考えています。そういう中で、今繰り返しになりますけれども、やはり今日のお示した基準の内容とか、そういったところを見ていただきながら、あと何かご意見があればということで、伺いたいと思っております。

・事務局

追加で恐縮ですが、〇〇委員のおっしゃるとおり、周知等については丁寧に行きたいと考えております。また三つ合わせて提示させていただいた基準のところですが、前回の会議でも少し触れさせていただきましたが、この国の基準が決まるまでにおいては、国の子ども・子育て会議のほうで一定程度の十分な議論をされたうえで全国的な基準として公布されたところであり、これを受けた各自治体がこの時期に条例を定めるにあたって、子育て会議等で議論をしていっているところです。全国的な基準としてまず国が一つ出した。それを受けて従うべき基準、参酌すべき基準を取り決めながら、各自治体で、いわゆる地域の特性とか地域の事情によって、何か国と基準の違うものを考える必要があるのかという観点でご意見等をいただくと、ご意見とも照らし合わせやすいのかなと考えているところです。以上です。

・会長

どうでしょうか。

・委員

学童のほうの話に戻っても大丈夫ですか。順番にやれるといいのですが、すみません。

質問です。現在の学童の職員の資格については、どこでどう定められているのですか。先生方の資格がどうなっているのか、ちょっと私もわからないのですが、教えて貰っていいですか。

・事務局

現在は、児童厚生員という形で資格を設けております。教員の資格とか保育士等の資格で、国基準のところでは、東久留米においては国で言っている資格のところは要件は満たしているという形です。嘱託職員についてはですね。

・委員

嘱託の先生ではなくて、非常勤の先生の資格は。

・事務局

直営ですが、市の正規職員ではないので、嘱託職員がメインです。さらに臨時職員ですが、臨時の方については保育の補助ですので、特に資格要件は設けておりません。嘱託職員についてのみ、いわゆる有資格者という形です。

・委員

よくわからないのですが、今の時点だと児童厚生員の資格と教員資格と保育者の資格ということですが、資料 53 の 4 ページのところに「職員（第 10 条）」がすごく幅をとって書いてあるのですが、これを見ても、資格を持っていなくても「心理学を勉強して課程を修めた者」みたいな形で、国基準のほうが基準が低いというか、資格に対してこれだけなくてはいけないというのは幅が広いんだと見たのですが、そうすると今の学童は、嘱託の先生に関してはきちんと資格を持っている方ということですが、これはどういうふうにもっていくのか。ここに書いてあるように、今まではきちんと東久留米としては資格を持っている先生ということでしたが、「社会学とか心理学を修めた者」というふうに広がっていくのでしょうか。それと、そこはどこで規定されるのか、ちょっと分からなかったなので、教えてください。

・事務局

児童厚生員という資格については、あくまで保育士だけではありませんので、一定程度、学校を出て専門の資格というか、その分野、児童心理学をやっている、そういう部分も入っていますので、それプラス一定程度の研修とかその辺も含んで児童厚生員、嘱託職員になっている方もいらっしゃいますので、基本的には、国の、ここに書いてあります心理学専攻云々となっても児童福祉に関わったり、研修を受けている方については、国としてのもともとの出身というか、大学とか専門学校の資格が保育士でなくても、そういう分野でなった方も、研修を受けて、現在は児童厚生員の資格として働いていただいています。

・会長

それではよろしいですか。今回のテーマとなっている議論は、確認制度を基本的には議論しているわけです。それで今の市のほうが準備している、おそらく 9 月の議会に向けて条例をきちんと定めていくと。その条例を定めるにあたっては、あくまでも国が示した子育て関連三法に基づいた条例を作っていくのだ、ということで、今日議論された内容だと思います。

おそらく条例化にもっていくためには、確認制度のほかに、例えば認定制度ですとか、先ほど言っているように、認可制度ですとか、それから公定価格ですとか利用者負担ですとか、そういったことが一応国のほうから、案的なものというか、一つの考え方が示されているわけです。しかし、それを含めて議論する中で、我々としてはきちんと条例化にもっていくと。先ほど〇〇委員が申しましたように、一兆円みたいなものが準備できてからスタートをしないのかという問題とまた別なんです。それはあくまでも一兆円をしないと、運営する側が 100%満足するようなシステムができ

ないという問題はこれからまた議論できることだと、私は思います。ですから、今大事なのは、もう既に関連三法が国会を通過しておりますし、その中で27度スタートとなっているわけです。そのスタートに向けて、基本法に基づく条例化を我々は進めなければならないのだという作業の段階だと思います。

繰り返しますが、国が決めて、職員配置基準が3：6：10：30ですか、それのもとで今はこの基本法は作られているんですよ。それが予算がつくと、3歳児が例えば15対1にするとかいう議論がされているわけですよ。それはまた別問題として議論しなければいけないだろうと思います。今のところはあくまでも、この三法に基づく条例化を国基準に基づいて、従うべき基準に基づいて、どういう条例を我々は作らなければいけないかということが基本の一つの作業だということを、しっかりと私たちは理解しながら進める必要があるのではないかと思います。

ただ、今、出されていますが、幼稚園側は10月頃から募集が始まるから子どもの必要性の認定はどうするなんていうことは、また議論しなければならないと思いますが、今、とにかく条例化しない限りは認定云々の議論にも入っていけないのです。それがきちんと決まっていけないとできないと思います。ですから、そういう意味ではやはり基本的な条例化の、国の従うべき基準なり、採用基準について、それをどう理解して、まずその点を押さえて、9月にはおそらく全国一斉にされるとと思いますので、そこに準備をしていかなきゃいかん。併せて子どもの認定ですとか、そういったことは議論していかなければいかんということだと思いますので、その点、ぜひこの会を一回ごとに前に進めるためには、そういう議論をしていく必要があるのではないかと思います。

配置基準の場合も、いろいろ細かいことは確かにいっぱいあると思います。私の理解では、おそらく一番議論しなければいけないところは、家庭的保育のところは、例えば資格のない方もいいみたいな議論が出てきていましたし、ただ国の考えている内容のいい点は小規模ですとか、増員については職員1名増員されている内容になっていると思います。ですから、そういうことも含めて我々が議論していけないと、なかなか前へ進んでいかない。ですから、メリット、デメリットは確かにあると思いますし条例化と併せて議論をしていくということで、進めざるを得ないのではないかと。

いずれにしても27年度スタートですし、ただ、27年度に連携までいくかということとは、個々人の園が、あるいは法人が判断することですから、ですからそれまでにどういう条例を作るかということが、今我々に一番求められている部分ではないかと思っています。いかがでしょう。これから月に1回の議論をされていきますので、いずれにしても全国的に9月いっぱいの条例ということは避けて通れないと私は思っています。

#### ・事務局

今日お示した基準案は、いずれの案についても市の考え方というところで述べましたように、当市の実情に内閣府令で定める基準と異なる基準とする事情とか、地域の特性が特段ないということから、この内閣府令の基準を用いて市の基準とするのだという説明をさせてもらったところです。今会長のほうからもありましたように、示した国の基準というものの考え方ということで、会長のほうから公定価格等その他の

要因も含めてということもございましたが、今回、この基準案とかそういったところには、そういった公定価格の記載は一切ございませんけれども、こういった示した内容について、この辺の内容のところについて質疑あるいはご意見をいただければといったところで、再三申し述べているように、そういう見方で見ていただければ大変ありがたいなと思います。

・会長

誤解を招くといけませんけれども、条例化の問題と公定価格の問題は関連しますけれども、順番があって、条例化のあとにそれはその議題で議論せざる得なくなってくると、私は思います。なぜならば、先ほど申し上げました予算がまだ通っていませんということがありますから。そういう意味では、条例化とは直接的に 100%重なる問題ではないと思いますので、そこは分けて議論していただかないと前には進んでいけないのではないかと思います。

・委員

今回は条例で出せということでもこの基準は出ているわけですが、僕は保育園父母会連合会の代表で出ていますから、この団体に参加されている各園の父母会の方々にも説明したりしなければいけないのですが、どう説明すればいいのか。先ほど〇〇委員も言っていたみたいに、これってどうなるのかというのがわかりにくい。単純に言うと、これを条例化することによって、今までの、例えば市内の認可保育園はどうなるのか。今までと変わらずにやっていけるんですよということになるのか、そこがわかりにくいのです。

言い方は悪いのですが、ある意味お役所言葉という内容ですよ。一般の人が読んでもちんぷんかんぷんでわからないと思います。そういうところが、ある意味、例えばポイントを絞ると、パブリックコメントなんかもいろいろな意見が出しやすいのか、出しにくいのかという話もありましたが、反対にそういう部分とか、そういうポイントを決めていただかないと、わかりにくいし、僕ら委員のほうとしても説明しにくいですし、そこなんです、一番知りたいところというのは。

例えば、保育園なんかでいくと、国基準というのはあくまでも最低基準。でも、その最低基準が変わっていないから、例えば旧都加算があったり、各自治体の加算があったりとかして、実際の国基準だけそういうものがある中で、やはり全国で見っていくと、東京なんかはまだいい保育ができていたりとか、看護師が配置されているとか、そういうのがあるわけですよ。これは内容が違うものかもしれませんが、そういうところでも、例えば国基準となると悪くなるのかというイメージもあると思うんです。これは新しく出された国の基準ですから比較するものはないかもしれませんが、一番保育園を利用している人たちが気になるのはそこなので、そこがやっぱり明確に説明できるポイントがないと、ただ国基準と言われてもやっぱりしっくり来ないところがあるのです。

あとは、やっぱり、僕がちょっと見た中では、もっと子育てを東久留米でやりたくなるような内容というか、そういうものがどこかにないのかなと。それはこれだけで

はなくて、それはこれをベースにして、このあとでまたできていくものなのかもしれませんが、子ども・子育て支援ですと言われても、どこでどういうふうに支援されているのだろうか、どういうふうにこれから子育てしやすくなるのかというのがわかりにくい部分もあるので、そういうところが、例えばここではこういうふうに細かく……。難しい言葉で書いていなくても、実はこういうことなんですよ、というワンポイントというか、キャッチフレーズというか、そういうものがあつたほうが、僕らも伝えやすいし、ほかの人たちもわかりやすいんじゃないかと思いますが。

#### ・事務局

一つは、この会議の中で言えば、会議の初期の頃に基本指針と言いますか、そういうところでこの制度の趣旨、目的といったことは、各委員と共有を図ったというふうに思っているわけです。ですから、その辺のところは、少なくとも、そういう趣旨で、この新制度への入り込みと言いますか、そこは一つあつたのかと思っているところでは。

それから、いま委員のほうからポイントをつかんでということがありましたが、これが新しい制度になったときにいったいどうなるんだということですか、その辺のところをちょっとまた事務局のほうから。

#### ・事務局

今3点ほどご質問いただいたかなと思っています。まず利用者にわかりやすい情報の提供をということがまずあるのかなと。これにつきましては、私どもとしても今整理している最中ですし、国のほうからも「すくすくジャパン」みたいな形で、利用者の立場に立ったQ&Aなども出てきているので、それをベースに市の受付事務とか今受けている保育はどう変わるかというところを少し整理して、利用者にとってわかりやすい情報を提供していかなくてはいけないと思っていますし、これについてはそういうふうに取り組まなくてはいけないと思っていますところでは。

2点目はテクニカルな話になるのかなと思いますが、国基準、公定価格は国基準が示されますが、〇〇委員はよくご存じのとおり、旧都加算があつて、東京都がプラスアルファで補助金を出すことによって、保育の質を上げてきたところがあります。この辺は、私どもとしても公定価格に含まれている単価の内容を見ながら、旧都加算がどうなるかという東京都の動向なども注視しながら、整理してまいろうと考えているところでは。

3点目の子育てがやりやすくなる内容を少しでもという話ですが、子ども・子育て支援新制度、先ほど〇〇委員がおっしゃったとおり、10%の消費税を財源として、一兆円超の財源を持って制度は計算しています。ただここでまだ8%ですので、この0.7兆円というものを投入することによって量的拡大と質の改善を両輪とした形で制度は改善されていきます。その一つが3歳児保育であれば、3歳児が20対1だったのが15対1の職員配置にすれば公定価格に加算をしますよというのが示されているところでは。こういったところを見ましても、やはり待機児童解消に向けて、今、国のほうでやっている保育所緊急確保整備事業で量は増やしていく財源を投入していますし、

一方3歳児については15対1にすることで、質の改善の加算も図っていく。こういったところで、保育サービスや特定教育サービスというものの向上を国としては図っていく制度設計にしていますし、本市としてもこれに則って行っていくという形でおります。

これが一兆円超になったときには、質の改善からすれば、1歳児の職員配置基準であるとか、4、5歳児の職員配置基準とったところの見直しも行われると考えているところです。

#### ・委員

わかりました。先ほど会長から、今回公定価格とかそれはまた別ということだったのですが、いわゆる公定価格というのは、僕らで言うと今の保育料になるわけですよ。ちょっと今引っ掛かったのが、資料49の5ページの「利用者負担額等の受領（第13条）」がありますね。この負担額というのは、今で言う保育料になるわけですよ。実際、例えば、僕は子どもたちを公立保育園でお世話になってきましたが、保育料の中に通常の日用品とか文房具といった保育に関するものは入っていたと思います。保護者が別でお金を払うようなことはなかったと思います。例えば、公立保育園だと、お泊まり保育だとか遠足とか独自でやっているときは、親がまた負担したりはしてきましたが、日用品とかそういう部分の負担はなかったと思います。

ただ、幼稚園に関してはそういうものがあるという話を聞いています。今回この中で（4）のところで、日用品・文房具とか、そういうものに関する費用だとか、行事参加に要する費用だとかという部分が入っているわけですよ。ということは、公定価格のほかにそういう部分を取ることもあり得るということですよ、これでいくと。つまり、この内容は認可保育園であることでも、そういうことを取ることもあり得ることになるわけですよ。ということは、これは公定価格に関する内容なわけですよ。

#### ・事務局

公定価格というのは保育園であるとか、認定こども園であるとか、施設給付型を選ばれた幼稚園の運営費に関するものの計算方法です。この公定価格と合わせて、国基準の保育料のイメージも示されたところです。今、確かに〇〇委員のおっしゃられるとおり、この第13条を見ただけであれば、保育料のほかに実費徴収できるものであるとか、上乘せ徴収できるものが国のほうから内閣府令で示されたところです。そう言った意味からすればできるかできないかと言えば、「特定教育・保育施設は」という主語のくくりになっていますので、認可保育所であっても一定のルールが、利用者の方にきちんと同意をもとめなければいけないとかいろいろなルールがありますが、これを経たのちにできるかできないかと言えば、できる規定になっていますので、上乘せ徴収や実費徴収は、認可保育所であってもできることとなります。するかしないかは別としても、できる規定なので、できることとなります。



・委員

ということは、同じ認可保育園でも、僕は保育料という言い方をしてしまいますが、それプラスアルファが、施設によって差があるかもしれないという……。

・事務局

保育園に関して言えば、例えば一般的な事務費であるとか、そういったところは公定価格の単価の中に含まれているんですね。幼稚園のほうは詳しく見ていないのですが、保育園に関して言えば、今までどおりの単価設定になっていますので、そこで認可保育所としてどう考えるかというところだと思いますが、この条例案だけを見てしまえば、主語が「特定教育・保育施設は」になっていますし、できるとされていますので、できるという形になるのかなと。するかしないかはまた別として。

ただ、前提となる公定価格、今まで言う運営費での単価設定にあたっての含まれている事項としては、今の制度とさほど変わりはないので、例えば事務にかかわる費用などはその単価に見込んでいますので、そのうえでこれを徴収するかという判断になるのかと思っているところです。

・委員

保育園に関しては変わらないんじゃないかと思います。保育園の2号認定、3号認定の子どもについては、利用者負担、応能負担というのをもう50%ぐらい圧縮して、都と区市がもう補助を出しているの、そこをいじるという話は出ていないと思います。ここら辺がかかわってくるのが、みんな私立の幼稚園と認定こども園です。確かに主語が「特定教育・保育施設は」で保育園も幼稚園も認定こども園も同じくくりになってしまうので、ご心配されると思いますが、そこはちょっと市立保育園でも国の役人さんも聖域なので一切踏み込まないと、去年のうちからお話しされています。

ただ、施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園とすると、ちょっと幼保の差がそこで出るということと、公私の差がそこでどうしても出るということになると、できたら踏み込みたいなと思っている部分になるので、ご心配はないんじゃないかと思います。

・事務局

例えば、単価で見ているところとしては、保育の部分にしてみれば、事業費のうち保育材料費というのを単価上見込んでいるので、その保育材料費として、例えば日用品といったものも含まれていると判断すれば、それは実費徴収にはならないでしょうし、そういう形の整理になるのかな、と。保育単価として見込んでいる基本額のところは変わってはいないので、そういう意味から想定すれば、今、〇〇委員がおっしゃったとおりの形になるのかなと思っているところです。

・委員

この施設型給付の幼稚園部分については、国はもちろん統一部分で出す部分もありますが、非常に抑えた給付になっていますので、幼稚園部分は特に。そこら辺で市や

都の補助が得られるのかなというのが、今の一番の幼稚園の場合は施設型給付に移るかどうかを選べるので様子見ということですが、保育園の場合は確定的に大丈夫だと思います。

・会長

よろしいですか。いずれその辺はしっかりと議論していただけたらと思います。どうでしょう、今日のところはよろしいですか。

それでは、時間も迫ってきましたので、今日提起されている確保方策についての資料がかなり出ましたが、これについては今日の議論としてはよろしいですか。

・事務局

ただいまの2の議題のところですが、まず一つパブリックコメントを先ほど明日から22日までさせていただく予定であるというお話をさせていただきましたが、まずそのパブリックコメントにつきましては、先ほど提示させていただきました資料49と51と53を活用して、パブリックコメントをさせていただきたいと思います。それを今変更すると時間的に難しいと思われまますので。また、併せて何か持ち帰ってご説明できるような資料を、私どものほうでも持ち帰って何が出せるか検討させていただきたいと思いますが、先ほど最初に私が申しましたとおり、全体のものをポイントで三つとかいう形でわかりやすくお出しするのはなかなか難しいので、例えば数値が出ている部分にポイントを絞ってとか、そういう形で考えさせていただければと思います。

また、今日お出しした資料の中で言えば、資料48と50と52が、いわゆる1枚でまとめた本会の全体の内容ということではありますが、これも一つ活用いただければと思います。この資料に何か追加できるもの。または、先ほど申しましたとおり、数値的なものについて提示できるようなものを、なかなか全部を絞ってしまうと結局分量としては同じぐらいになってしまうので、どこまで絞るかということがあると思いますけれども、そういう形で次の会までの間になるべく早い時期に、委員の方にはご提示していきます。

パブリックコメントにつきましては、この資料49、51、53、こちらでまずはスタートさせていただきたいと思います。

・委員

〇〇委員のおっしゃった意見は、僕は自分の子どもが今まさに入るところで、要は東久留米はどうなの、自分だったらどうなのというところは、確かに僕もこうやって見てもなかなかわかりづらいところがある。どこを見ていいのかというところが実際にあるんですね。多分、スキーム的にホームページの状況とかもあって難しいということだったのですが、今事務局のほうから言われる前にちょっと書いていたんですが、その言われたことに対するQ&Aはホームページ上でアップできないでしょうか。というのは、多分疑問に思っていることとか、知りたいことは結構偏っているような気がします。少なくともトレンドはとれると思うんですね。「お金は高くなるの」とか、どうなるというところ。そういうのって、大事だと思うんですね。逆に、こちらのほ

うからポイントを絞って出してしまうと、結構恣意的になってしまうので控えたほうが良いと思います。ただ、挙がってきた意見だからこそ出すというのは意味があると思うのです。その部分で、ホームページ上で工夫はできないかなということは、お願いしたいところです。

ちょうど横にいたので聞いてしまったのですが、例えばこの保育の認定基準についての「東久留米市において定める基準」というところで、国ではこう、我々ではこうするんだというところでは出るので、どうですか、というのは今のところはなかなか難しい。多分、時間的な制約もあると思うので出したい気持ちはあるけれども、難しい。でも、挙がってきたコメントに対しては、市としても責任を持つものだと思うので、そこについてはトレンドの部分で、Q&Aの形で市がお答えいただければ、見る側もある程度精査して資料を追っていけるのではないかな。見るポイントを絞って、大量な資料の流れを追っていけるのかなと思うのですが、皆さんの意見はどうかなと思います。あと、時間的な制約も併せてどうかなと思います。

#### ・委員

この会議でニーズ調査をしたときに、私はこれは項目も一生懸命考えたし、すごく手間を掛けてとった調査で大事にしたいなと思っているのですが、その中からもみんなの不安とか、疑問とか、知りたいこととかが読み取れるのかなと思いつつ、今の話を聞いていました。

併せてですが、毎回ここで確認させていただくのですが、東久留米で子育てするいろいろな方のニーズに応えられる、少数派も含めて応えていけることを、ここで委員として考えていくのだなと思うと、わかりやすさも必要だし、さっき〇〇委員がおっしゃったように、条例を「国で大丈夫だから」と言われても、そうなのかもしれないけれどもきちんと説明できるように、確信というか、根拠がわかるように、みんなのニーズに応えるものなのかということを確認することが大事かなと思います。ちょっと話がそれてすみません。以上です。

#### ・会長

それではよろしいですか。いずれにしてもパブリックコメントは明日から始まらざるを得ないと思うので、そうするとそれに対して住民側からいろいろな意見や質問が出されると思います。それに対してやはりきちんと、ある程度こちらからコメントを出すようなことは作業としても必要になってくるのではないかな。

もう一つは、この委員の中で今日も出ましたように、いろいろな意見に対して丁寧に議論していくということの中で、この条例化に向かって進んで行くと。そういう方向はどうですか。基本的な方向としてよろしいですか。

#### ・委員

できれば、常に市のホームページのところでも、例えば今回初めて市の広報のほうで新制度についてページを載せたじゃないですか。今回ページを載せましたよね。あれがある意味、東久留米市として初めて市民であり、利用者の人たちにこういうふう

になりますよと、今こういうふうに子育て会議をやっていますよというのを知らせたわけですね。僕らは去年から出ているから、どこまで理解しているか自分で自信がありませんが、出てきている中で理解しようと努めていますけれども、全く何もわからない人はそれを見てもやっぱり実感がわからない。だからそういう人の立場だからこそ、さっきおっしゃったみたいに、もっと素朴に聞きたいことなどを受け付けてくれるようなところが、パブリックコメントの期間だけではなくて、何かそういうコーナーのようなもの。

そうすると、いわゆる一般のわからない人たちがどういうふうになるか、それは初歩的な質問かもしれませんが、「どういうふうになるんですか」とか、先ほど言ったみたいに「お金は変わるんですか」とか、そこからまたこういった立場以外でのいろいろな聞きたいこと、それによって僕らも「もっとこういうところを丁寧に作っていかなければいけないのかな」とか、そういうヒントになると思うので、パブリックコメント期間に限らず、この制度が来年4月に本当にできるかどうかわかりませんが、実施するまでの間、ずっと質問コーナーみたいなものは作ったほうが、よりみんなで制度を作っていくきっかけになるのではないかと思います。

#### ・事務局

では、先ほど〇〇委員からいただいたご意見につきましては、Q&Aという形で、今日の会でいただいている意見も含めて、ちょっとお時間がかかってしまうので、パブリックコメントの期間中にできないこともあるのですが、それも踏まえて、パブリックコメントのところに載せられればと思います。

それからただいま〇〇委員さんがおっしゃったところのQ&Aの質問コーナーのようなところは、今の子ども・子育て支援新制度の記事のところに載せて、もともと市役所全体でご意見コーナーもありますが、子ども・子育てのページのところにその旨書いて工夫して、ご意見をいただけるようにしたいと思います。

#### ・会長

それでよろしいですか。それでは、今回の検討事項については終了するかと思いますので、次に進みたいと思います。

では、3について説明をお願いします。

### 3 確保方策（案）について

#### ・社会構想研究所

時間も差し迫っておりますので、資料 54「子ども・子育て支援事業計画における確保方策のイメージについて」をご覧ください。今日は内容を説明する時間がないので、この形式についてご説明申し上げます。

これは国が平成 26 年 1 月に、ニーズ調査の分析の方法を示した「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み算出等のための手引き」の巻末に示されている表の形式を使っております。これは、詳しい方はご存じかと思いますが、介護保険法で介護のそれぞれのサービスのニーズ量を出して、今、供給量がこれだけあります、ニーズ

量がこれだけあります、その差がこれだけあります、そのためにどういうふうにしましょうねというのを介護保険では2000年からずっとやっている実績があります。その考え方に準じているものだと思います。

なので、この教育・保育施設及び地域型保育事業のところでは、「①量の見込み」がまずあります。「②確保方策」のほうで、それぞれの種別ごとの特定教育・保育施設に何人定員があるか。新制度に移行しない幼稚園が何人か。特定地域型保育事業が何人か。認可外保育所が何人か、といった形で、量の見込みと確保されている定員数をそれぞれ出したうえで、その過不足がどれくらいあるかを出したうえで、これは、同じく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、これを基本指針と言います。この基本指針の中にあるのですが、こういうのを明らかにしたうえで、市町村は保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に務めたいと、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図る。そういう形で、まず量の見込みをしました。それで定員があります。その定員について過不足が出てくる。そうなったときに、その年ごとに、例えば定員を10人ずつ増やしますとか、サービス供給個所を何カ所ずつにしていきますという形にします。

例えば、2ページの地域子ども・子育て支援事業ですと、利用者支援の量の見込みが何カ所、確保方策が何カ所という形で、これもそれぞれについて定員を順次増やしていく。順次差がなくなるように整備していく。あるいは異なるサービスの種別に誘導していく。そういうような形をまとめたものがこの形式です。本日のところは、この形式の説明に留めさせていただきたいと思います。以上です。

#### ・事務局

補足ですが、こちらが確保方策、いわゆる子ども・子育て支援事業計画の中で、確保方策の部分のイメージということで、今回資料を提示させていただきました。あくまで素案なので、例えば表の作り方とか、また今後皆さんのご意見をいただきながら変更点もあるかとは思いますが、まずは国の指針に沿った形でのイメージを資料として提供させていただきました。以上です。

#### ・会長

よろしいでしょうか。それでは資料50についての説明と、それに対するご質問について終わりにしたいと思います。

あとは日程のほうはよろしいでしょうか。

## 4 その他

#### ・事務局

最後「その他」のところでございますが、資料55関連がございます。こちらは量が多いので、資料55-1、55-2、55-3と三つございますが、昨年度の第4回から5回の間、この会議の委員の皆様からご意見をいただく中で、東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査の報告書の素案のところで、自由意見が抜粋されていたけれどもその他の意

見も知りたいというご意見をいただきまして、それを踏まえて、事務局のほうで個人情報的などころを整理しながら抜粋をさせていただいたので、ここで整理ができましたので、資料としてお出しさせていただきます。資料は後ほどご覧いただきたいと思いますが、基本的にはいただいた回答を概ね要素ごとに分解して、その集計もそれぞれ自由意見の欄は就学前児童調査のところ、問 11 と問 32、それから就学児童調査のところ、問 18 というところで、全部で三つありましたので、その三つごとに集計した表を添付させていただいています。時間の関係もありますので、説明は以上でございます。

・会長

よろしいですか。これを今日お持ち帰りになって、しっかりと読んでいただくということでもよろしいでしょうか。

・事務局

最後に、次回子ども・子育て会議の日程について確認したいと思います。議題にもよりますが、次回は以前ご提示させていただいたスケジュールですと、7月下旬ということで予定させていただいています。夜の会議ということもありますが、できれば多くの方に出席していただきたいということもございまして、いま事務局で部屋の関係等も確認した中で、7月30日、31日の二つで予定をしております。

・会長

それでは皆さんが検討することもあるかと思いますので、一応、事務局と会長、副会長で相談しながらこれで決めさせて……。

〈次回日程について話し合い〉

・事務局

今のところ7月30日に次回を予定させていただければと思います。後ほどまた委員の皆様には事務局のほうからご連絡をさせていただきたいと思います。

・会長

では30日の予定でよろしいですね。最終的には事務局のほうでお決めいたしますので、皆さんにご連絡いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

・委員

すみません、最後にいいですか。前回学童のところを精査中ということで保留だったと思いますが、まだ今日はいらないですか。

・事務局

私のほうからその辺の進捗状況ということでお話しさせていただきます。量の見込みについては、いま〇〇委員からお話がありましたように、放課後児童健全育成事業

のところと一時預かり事業のほうはまだ精査中ということで保留にさせていただいています。放課後児童健全育成事業につきましては、他市の状況等の情報収集は大体私どものほうでできておりますので、次回の会議あたりに、私どものほうから案を提示できればと思っております。

それから、一時預かり事業につきましては、市内の幼稚園の方に調査をお願いしているところございまして、現状の調査でございますが、それを再度受けまして、また精査をし、できれば次の会議でお示しできればと考えております。以上でございます。

## 5 閉会

### ・会長

よろしいですか。それでは、今日の議事については全て終了したと思いますので、時間は少しオーバーしましたが、大変お疲れさまでした。これで第3回目の会議を終了したいと思います。どうも今日はありがとうございました。

以 上